

中小企業退職金共済制度との比較について①

第4回社会福祉施設職員等退職手当共済制度の在り方に関する検討会
令和8年7月16日

参考資料 4

第3回社会福祉施設職員等退職手当共済制度の在り方に関する検討会
令和8年6月26日

参考資料 2

社会福祉施設職員等退職手当共済制度

中小企業退職金共済制度

根拠		社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）	中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）	
運営		独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
加入施設/事業者数		64,624施設（令和7年4月1日時点）	377,734所（令和7年3月末時点）	
加入職員数		882,826人（令和7年4月1日時点）	3,575,790人（令和7年3月末時点）	
財源方法		賦課方式	積立方式	
運用の有無		無	有	
加入対象	加入可能な事業者等	社会福祉施設等または特定介護保険施設等を経営する社会福祉法人	サービス業の場合	
			業種（抜粋）	常用従業員数
			サービス業	100人以下
			または	資本金・出資金
				5千万円以下
			※個人企業や公益法人等の場合は、常用従業員数による。 ※常用従業員：一週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者、②雇用期間が2ヶ月を超えて使用される者を含む。	
加入対象	対象者の条件	- 原則として以下の職員は全員加入 ① 雇用期間の定めのない職員（いわゆる正規職員） ② 次のいずれかに該当する者 - ア 1年以上の雇用契約で使用される職員で、労働時間が正規職員の所定労働時間の2/3以上のもの - イ 1年未満の雇用契約であっても、契約更新により通算1年以上使用され、かつ所定労働時間が正規職員の所定労働時間の2/3以上のもの - ただし、平成18年（介護分野）及び平成28年（障害分野）の制度改正時において、届出を行った場合は、当該届出以降に採用された職員については加入させない取扱いも認められる。	- 原則として全員加入。 ※ただし、以下の者は全員加入の対象外。 ① 期間を定めて雇用される者 ② 季節的業務の雇用される者 ③ 試みの雇用期間中の者 ④ 短時間（30時間未満）労働者 ⑤ 休職期間中の者 ⑥ 定年等で相当期間内に雇用が終了することが明らかな者 等	

中小企業退職金共済制度との比較について②

		社会福祉施設職員等退職手当共済制度	中小企業退職金共済制度
掛 金	負担	事業主が負担	事業主が負担
	年額	・年額 148,500円 ※公費助成ありの場合は年額49,500円	・年額換算の場合 6万円～36万円 ※短時間労働者の特例掛金の場合、24,000円～48,000円
	月額	・月額換算の場合 12,375円 ※公費助成ありの場合は月額4,125円	・月額 5,000円～30,000円 ※16段階から選択可能 ・5,000円～30,000円の中の16段階から、従業員ごとに掛金を選択。 ・短時間労働者（パートタイマー等）は、上記の掛金月額のほか特例として2,000円、3,000円、4,000円の掛金月額でも加入可。 ・平均掛金月額 9,772円（令和7年3月時点）
国庫補助等		保育所等については、支給に要する費用に対して国・都道府県からそれぞれ3分の1の補助（併せて2/3の公費助成）	<新規加入助成> ①新規に加入する事業主に対して、加入後4ヶ月目から1年間、国が掛金額の1/2（従業員ごとに上限5,000円）を助成。 ②短時間労働者の特例掛金（掛金月額4,000円以下）加入者については、①に次の額を上乗せして助成。 ・掛金月額2,000円の場合：300円 ・掛金月額3,000円の場合：400円 ・掛金月額4,000円の場合：500円 <月額変更助成> 掛金月額を増額変更する事業主に対して、増額する月から1年間、増額分の1/3を国が助成（ただし、増額前の掛金が18,000円以下の場合のみ）。

中小企業退職金共済制度との比較について③

		社会福祉施設職員等退職手当共済制度	中小企業退職金共済制度
退職手当金/ 退職金	計算方法	・計算基礎額×支給乗率 ※計算基礎額：退職前6ヶ月の本俸月額の平均に応じて政令で定める額（最低62,000円、最高360,000円で20ランク）。 ※支給乗率：被共済職員期間及び退職理由に応じて法律で規定	・基本退職金＋付加退職金 ※基本退職金：掛金月額と掛金納付月数に応じて法令で定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1%（令和8年時点）として定められた額（具体的な退職金の計算方法については、政令で規定）。 ※付加退職金：中小企業退職金共済制度の運用収入や財務状況等を勘案して毎年度定められる支給率を各年度時点の基本退職金に乗じて、計算される金額。
	支給額（目安）	<掛金年額 148,500円> ・加入職員期間5年（退職前6ヶ月間の本俸平均額20万円）：約50万円 ・加入職員期間10年（同22万円）：約115万円 ・加入職員期間20年（同28万円）：約572万円 ・加入職員期間30年（同33万円）：約1,155万円 ・加入職員期間40年（同41万円）：約1,676万円 ※平均加入期間：約9年（令和7年4月時点）	<掛金月額12,000円（年額144,000円）の場合> ・納付年数5年：約73万円 ・納付年数10年：約152万円 ・納付年数20年：約320万円 ・納付年数30年：約506万円 ・納付年数40年：約710万円 ※上記の額は基本退職金のみであり、付加退職金は含まない。なお、付加退職金の直近の支給率は令和6年度 0.0010（令和5年度、7年度はゼロ） ※社会福祉施設職員等退職手当共済制度と同水準の掛金の場合 ※平均加入期間：約11年（令和7年3月時点）
	方支給	・一時金	・一時金または分割払（5年または10年）
	条件支給	・被共済職員となった日から起算して1年未満で退職した場合不支給。	・掛金の納付月数が12ヶ月未満の場合不支給。
資金運用		・掛金額の設定については「おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と法定されており、資金運用を前提としていない。	・法律で以下のとおり規定。 ①資金運用に関して、基本方針を作成し、基本方針に沿って運用しなければならないこと。 ②適正な運用のため、機構に資産運用委員会を置くこと。
その他特記事項等		・被共済職員である期間が1年以上である場合、退職した日から起算して3年以内に、退職手当金を請求しないで再び被共済職員になり、かつ、その者が機構に申し出たときは退職手当金額の計算に際し、前後の各期間を合算できる。	・納付月数が12ヶ月以上である場合、中退共制度加入企業を退職してから3年以内に、退職金を請求しないで新しい企業で再び中退共制度に加入したときは、前の企業での掛金納付実績をそのまま新しい企業の契約に通算することができる。